医政発0731第３号
令和８年７月31日

各 (都道府県知事
保健所設置市長
特別区長) 殿

厚生労働省医政局長
（　公　印　省　略　）

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について（地域医療構想関係）

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和８年厚生労働省令第 119 号。以下「整備省令」という。）については、本日、別添のとおり公布され、順次施行される。

改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、運用に遺漏なきを期されたい。

記

第１　改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 87 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）等について、地域における医療機関の機能分化・連携強化に向けた地域医療構想の策定及びこれに基づく取組の推進等の規定の整備等を行う。

第２　改正の主な内容

１　医療法施行規則の一部改正（第１条関係）

（１）　医療機関機能及び病床の機能の区分

病院・診療所であって療養病床・一般病床を有するものの管理者が報告することとなる医療機関機能に応じた区分は、以下のとおり規定する。

① 高齢者救急・地域急性期機能

高齢者その他の者に対し、救急医療を提供するとともに、必要に応じ、医療提供施設及び医療法施行規則第１条各号に掲げる場所と連携しながら、早期の在宅復帰に向けた入院早期からのリハビリテーションの提供及び退院支援を行い、並びに退院後のリハビリテーションその他の必要な保健医療サービス及び介護給付等対象サービス等（介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 24 条第２項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく福祉サービスをいう。③において同じ。）の提供を確保する機能

② 急性期拠点機能

地域において、医療従事者が継続的かつ安定的に医療に従事することができる体制及び医療の質の確保に資することを目的として、手術、救急医療その他の医療資源を多く要する医療を集約的に提供する機能

③ 在宅医療等連携機能

地域における在宅医療を提供し、又は他の病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション、介護保険法第８条第 25 項に規定する介護保険施設若しくは同法第 41 条第１項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第８条第２項に規定する訪問介護を行う事業所その他の患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するため介護給付等対象サービス等を提供する者との円滑な連携の下、診療の実施及び入院の受入れその他の必要な対応を行う体制を常時確保する機能

④ 専門等機能

集中的なリハビリテーション、中長期にわたる入院医療若しくは地域の実情に応じた医療（有床診療所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第２項に規定する診療所のうち、19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。）が提供するものに限る。）を提供し、又は一部の診療科に特化して医療を提供する機能（①、②、③に掲げる機能を除く。）

⑤ 医育及び広域診療機能

医師養成課程を設置する大学に附属する病院のうち主たるものが担う機能であっ

て、広域的な医師の確保に寄与する役割、医師養成課程を履修する学生の大学卒業前及び卒業後の教育その他の医療従事者の育成をする役割並びに広域的な観点が求められる診療を総合的に提供する役割を担い、並びにこれらの役割が地域全体で果たされるよう都道府県と必要な連携を行う機能

また、病床の機能に応じた区分についても、回復期機能を包括期機能に変更し、高齢者その他の者に対し、治療並びに入院早期からのリハビリテーションその他の早期の在宅復帰に向けた療養上必要な管理及び支援を一体的に行うもの又は急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療若しくはリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、ＡＤＬ（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）と規定する。

（２）　報告事項の変更

医療機関機能等報告の内容の変更を求める場合は、以下のとおりとする。

①　改正法による改正後の医療法（以下「新法」という。）第 30 条の 13 第１項又は第２項の規定により報告された基準日後医療機関機能が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が担うことについて同法第 30 条の 14 第１項の協議の場において協議が調ったものと異なる場合であって、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要であると都道府県知事が認めた場合

②　①に掲げる場合のほか、新法第 30 条の 13 第１項又は第２項の規定により報告された基準日後医療機関機能が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が現に行っている医療の実態と著しく乖離しているものとして都道府県知事が適切でないと認めた場合

（３）　その他所要の改正を行う。

２　医療法施行規則の一部改正（第２条関係）

（１）病床の設置又は病床数の増加が必要な理由等

病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加の許可の申請又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があった場合において新法第７条の２第３項各号のいずれにも該当するときに、都道府県知事が提出を求める書面の記載事項として、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置又は病院若しくは診療所の病床数の増加が必要である理由並びに当該申請に係る医療機関機能及び病床の機能の予定の具体的な内容を規定する。

都道府県知事が申請者に対して都道府県医療審議会における理由等の説明を求めるときは、協議の場における協議が調わないとき又は都道府県知事から求めがあった申請者が協議の場に参加しないこと等の理由により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認めるときとする。

（２）構想区域の基準

構想区域を定めるための、地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連

携を推進するための基準は、新法第30条の４第２項第12号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における同法第 30 条の３の３第２項第５号に規定する医療機関機能の分化及び連携並びに同項第６号に規定する病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められることとする。

（３）将来の病床数の必要量の算定

構想区域における将来の病床数の必要量は、新たな地域医療構想の取組を踏まえた効果等を踏まえ、整備省令による改正後の医療法施行規則別表６第１項及び第２項に規定するＡ、Ｂ、C_1、C_2、D_1、D_2、Ｅは、それぞれ以下の値を表すものとする。

Ａ　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和 22 年における推計人口。ただし、75歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口に次の各号に掲げる病床の機能区分ごとのＢの値を乗じるに当たっては、当該各号に定める数。

ⅰ　急性期機能　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和 22 年における推計人口に 0.5 を乗じたもの

ⅱ　包括期機能　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和 22 年における推計人口に、前号に定める数に急性期機能に係るＢの値を乗じ包括期機能に係るＢの値で除して得た数を加えたもの

Ｂ　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数

ⅰ　高度急性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第２項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第１項の規定に基づき出来高によって算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が 3000 点以上である医療を受ける入院患者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

ⅱ　急性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が 600 点以上 3000 点未満の医療を受ける入院患者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

ⅲ　包括期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が 600 点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

ⅳ　慢性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であって長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリ

ハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者を除く。）の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

C_1　当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの令和 22 年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

C_2　当該構想区域において他の都道府県の区域内に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの令和 22 年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数

D_1　当該構想区域の病床の機能区分ごとの令和 22 年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

D_2　当該構想区域の病床の機能区分ごとの令和 22 年における推計患者数のうち他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数

E　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数

一　高度急性期機能　０．７９

二　急性期機能　０．８４

三　包括期機能　０．８９

四　慢性期機能　０．９２５

（4）医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のために必要な事項

医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のために必要な事項は、外来医療及び在宅医療に係る医療提供体制の確保並びに医療と介護の連携及び医療従事者確保に関する事項その他厚生労働大臣が必要と認める事項とする。

（5）医師少数区域の設定に関する基準

医師少数区域の設定に関する基準について、現行の規定に加えて、医師偏在指標による中位１／３の区域のうち、①人口密度、②最寄りの二次・三次救急医療機関までの距離、③離島、④特別豪雪地帯を項目として用いた「へき地尺度（mRIJ）」が高い区域であることを規定することの委任を規定する。

（6）協議の場における協議の参加者

地域医療構想調整会議に参加する関係者は、以下のいずれかに該当する者とする。

①　市町村

②　診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者

③　介護保険法第７条第７項に規定する医療保険者

④　介護保険法に規定する介護サービス事業者

⑤　地域住民の代表者

⑥　その他都道府県知事が必要と認める者

（7）その他所要の改正を行う。

3　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第77号）（第３条関係）

（1）改正法による医療法の項の移動に伴う所要の改正を行う。

4　施行期日

整備省令のうち２・３に関する事項は令和９年４月１日より施行する。１に関する事項は令和８年10月１日より施行する。

以上